

「お試し」の  
はずが...

# 巧妙化する定期購入トラブルに要注意

## 〈相談事例1〉

スマホの広告を見て、美容液がお試しで980円とあったので注文した。商品が届き、明細書を確認したところ定期購入だと分かった。業者に何度も電話をする  
が、つながらない。  
(70歳代 女性)

## 〈相談事例2〉

ダイエットサプリがネットでお試し価格で販売されていたので、一回限りと思って注文した。後日、3か月分の商品が届いた。勝手に送ってきたので、支払う必要はないと思い放置していたら、法律事務所から請求書が届いた。  
(70歳代 男性)

## 〈アドバイス〉

- 「お試し」「定期縛りなし」「1回限り」という記載があっても定期購入の可能性が  
あります。
- 契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう。
- 注文する前に「最終確認画面」の表示で契約内容をよく確認し、スクリーンショットで必ず保存  
しましょう。



困ったときは消費生活センターへご相談を

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウエルとばた 7F】 ☎861-0999

### 重要なお知らせ

**令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口  
に消費生活相談員(職員)は常駐していません。**

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。  
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話く  
ださい。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口  
に相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

